

2 所得の低い方は居住費・食費が軽減されます。(特定入所者介護サービス費等の支給)

介護保険施設及び短期入所サービスをご利用になる方のうち所得の低い方は、居住費及び食費について保険給付の対象となり、居住費及び食費負担が軽減されます。(通所介護、通所リハビリテーションは保険給付の対象外です。)

自己負担の軽減対象者の区分 [利用者負担段階]

第1段階

- 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
- 生活保護受給者

第2段階

- 市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方

第3段階

- 市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円超266万円以下の方

(注) 第1段階～第3段階に該当する方で、負担軽減を受けたい方は、サービス利用前に役場保健福祉課へ申請してください。

高額介護サービス費の見直し 利用者負担第2段階の方

- 現在、保険給付の1割は利用者の方にご負担いただいていますが、1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される仕組み(=高額介護サービス費の支給)があります。
- 利用者負担第2段階の方については、この負担上限額を引き下げるとしています。

現 行

24,600円／月



見直し後 15,000円／月

問合せ 保健福祉課介護福祉班 ☎④1158

子宮がん個別検診のおすすめ (火曜日午後の個別検診をはじめました)

20歳以上の方を対象に、子宮がんの個別検診を行っています。

まだ受診されていない方や、新たに子宮がん検診を希望される方は、ぜひこの機会にご利用ください。

医療機関 東陽病院

実施日 月・水・金・第1、3土曜日の午前中及び火曜日の午後

自己負担金 子宮頸部検査 1,000円 子宮頸部+体部検査 1,500円
(体部検査は医師の診察の結果、必要な方に行います。)

☆検査料無料者

- 70歳以上の方・生活保護世帯・住民税非課税世帯
- 老人保健医療受給者証をお持ちの方

申し込み方法 直接東陽病院へ連絡し受診日を予約してください。(東陽病院 ☎④1335)

問合せ 保健センター ☎④1158